

江戸川区給付型奨学金制度 Q&A

Q1

他の奨学金と併給可能ですか？

A1

他の奨学金の併用を制限することはありませんが、併用により給付、貸付又は授業料等の減免を受ける場合は、減免等を受けた金額を差し引いた金額を支給することになります。また、授業料等を納めた後に授業料の減免が決定し、大学等から一部返還された場合は、区に返還していただきます。

併用先の団体によっては他の奨学金との併用を認めていない場合もあるので、他団体奨学金の要件を十分に確認してください。

Q2

給付金額はいくらですか？

A2

入学又は進級が決定した学校に支払う「入学金」「授業料」「施設整備費等」の金額です。実習・実験費、教材費等は含まれません。

Q3

申込書の「必要とする奨学金額」欄には第1希望または第2希望の学校において入学に必要な金額を書けばいいのでしょうか？

A3

特に指定はありません。奨学金の支給額は入学が決定した学校の入学金等の実費相当額になります。ただし、支給額が申込書に記入した「必要とする奨学金額」を上回るなどの事態により、奨学金の総額が予算を超える場合には、減額することがありますので、ご承知おきください。

Q4

奨学金の支払いはいつごろですか？

A4

入学先または進級が決まった後、合格証や入学金・授業料等がわかるもの（納付書等）を提出していただき、書類審査後に振り込みます。入学金・前期分の授業料等は書類の提出が早ければ2月から支払う予定ですが、大学への納入期限に奨学金の給付が間に合わない場合もありますので、ご注意ください。また、後期分の授業料等は、10月以降に支払う予定です。一括納付についての対応も可能ですので必要に応じてご相談ください。

Q5

申込日時点で、申込者本人または生計維持者のどちらかが江戸川区に1年以上居住している必要がありますか？

A5

原則必要です。ただし、例えば単身赴任などを理由に、生計維持者の1人が区外にいても、もう1人が江戸川区に1年以上居住していれば問題ありません。

Q6

大学院への進学を希望しています。申し込みはできますか？

A6

大学院への進学は対象外です。

Q7

申込み時に提出した希望校と異なる学校に入学する場合、奨学金は受けられますか

A7

奨学金の給付が対象となる学校（大学・短大等）に入学する場合は奨学金給付の対象となります。

Q8

選考の結果、奨学生の候補者になったが、大学に合格しなかったらどうなりますか？

A8

令和9年4月に大学等へ進学しない場合は、候補者としての資格は失われます。次年度に再度、申込みをしていただくことになります。

Q9

補欠合格はありますか

A9

奨学生の候補者のうち、給付の対象となる学校に入学・進級ができない方が生じた場合に備え、補欠合格者を選定する場合があります。補欠合格者については、12月の結果通知の際にお知らせします。なお、必ず候補者に繰り上がる制度ではありません。補欠合格者としての地位は9年3月31日までが有効で、次年度には再度申込みをしていただくことになります。

Q10

面接予定日（11月14日）の都合が悪いのですが、別の日程に変更は可能ですか？

A10

公平性を期すため、大規模災害などの緊急事態を除き、個別の対応はお断りしています。

Q11

在学中に留学予定です。留学・休学をしても奨学金を受けられますか？

A11

留学・休学期間は奨学金の給付を停止します。事前にご相談いただき、学校発行の留学・休学証明書等の提出があれば、復学後に給付を再開します（成績不振等による留年の場合は給付を取り消すことがあります）。

Q12

入学または進級後に、奨学生本人及び生計維持者の全員が江戸川区外に転居した場合はどうなりますか？

A12

全員が区外に転居した時点で給付は取り消し（廃止）となります。

Q13

大学等を一旦退学して、別の大学へ再入学した場合はどうなりますか？

A13

在学していた大学等で江戸川区から給付を受けた場合は、その大学等を退学した時点で給付は取り消し（廃止）となります。この場合、再入学した大学等で継続および新規

申込はできません。

Q14

成績表の対象期間を教えてください。

A14

申込時の学年別に以下のとおりです。

（例示）

高校 3 年生	高校 1 年生と 2 年生の成績
浪人生	高校 3 年間の成績
大学 1 年生	高校 3 年間の成績
大学 2 年生	大学 1 年生の成績

Q15

大学等をすでに卒業（または退学）していますが、再度、別の大学等に入学・編入する場合、奨学金は申し込めますか？

A15

過去に大学等を卒業・修了または退学した方（二度目の入学・編入）は、申し込みの対象外となります。